様式第１号

被災宅地危険度判定士登録（更新）申請書

申請日　西暦　　　　年　　月　　日

　　群馬県知事　　あて

　私は、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講の申し込み及び群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱第５条(第８条)による被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

また、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  申請者氏名（自署） | | | |  | | | | | | 生年月日 | | | 大正  昭和　　　　　年　　　月　　　日  平成 | |
| Ｅ-mail | | |  | | | | | | | 携帯TEL | | |  | |
| 血液型(該当箇所に○) | | | | | | ＡＢＯ式（　Ａ　、Ｂ　、ＡＢ　、　Ｏ　）　　　　 Ｒh 式 （　＋　、　－　） | | | | | | | | |
| 住 所 | | | | TEL  〒 | | | | | | | | | | |
| 勤務先 | 所在地 | | | TEL  〒 | | | | | | | | | | |
| 名称 | | |  | | | | | | | | | | |
| 所属部署 | | |  | | | | | | | | | | |
| 登録要綱該当条項  　 新規登録申請者は、裏面を参照のうえ該当するものに一つ○を付けてください | | | | | | | | | | | | ○印欄 | | 写真貼付欄  写　真  申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真、縦３㎝×２㎝ |
| 第４条第１項第１号該当 | | | | | | ア　大学卒業者 | | | | | |  | |
| イ　３年課程の短期大学卒業者 | | | | | |  | |
| ウ　短期大学、高等専門学校卒業者 | | | | | |  | |
| エ　高等学校卒業者 | | | | | |  | |
| オ　大学院等在学経験者 | | | | | |  | |
| カ　技術士 | | | | | |  | |
| キ　一級建築士 | | | | | |  | |
| ク　認定講習会修了者 | | | | | |  | |
| ケ　その他国土交通大臣が認めた者 | | | | | |  | |
| 第４条第１項第２号該当 | | | | | | | | | | | |  | |
| 第４条第１項第３号該当 | | | | | | | | | | | |  | |
| 第４条第１項第４号該当 | | | | | | | | | | | |  | |
| ※備考欄（更新申請の場合には、現在の登録番号を記入してください。） | | | | | | | | | | |  | | | |
| 注)添付書類 | | (新規の場合) | | | (１) | | 実務経験証明書(様式第２号)（技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とする者に合格した者又は一級 | | | | | | | |
|  | | | | | | | 建築士の資格を有する者は不要） | | | | | | | |
|  | | | | | (２) | | 写真２枚(一枚は添付欄にのり付け、一枚は本書にクリップ等で留めて提出して下さい。また、裏面に氏名及び撮 | | | | | | | |
|  | | | | |  | | 影年月日を記入してください。) | | | | | | | |
|  | | | | | (３) | | 裏面資格要件該当表で必要としている書類 | | | | | | | |
|  | | (更新の場合) | | | (１) | | 現在の登録証 | (２) | 写真２枚（縦3cm×横2cm） | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　※課題提出者は、様式－１、様式－２を期日までに提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 【県市町村職員以外の方のみご記入ください】 | |
| 連絡先名（所属先名） | 該当するいずれかを○で囲んでください |
|  | 関係団体 ・ 勤務先 ・ その他（ ） ・ 所属先なし |
| 注）判定活動を依頼する際には、所属先（関係団体や勤務先）を通して協力を依頼する場合があるため、当該登録に係わる情報（氏名や携帯TEL等）を所属先に提供することもあります。（『群馬県被災宅地危険度判定士連絡体制』を参照してください。） | |

※下欄は、記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 | 登録年月日 | 有効期限 | 整理番号 |
| － |  |  | －　　　　－　－　－ |

様式第１号裏面

**被災宅地危険度判定士登録要綱資格要件該当表**

|  |
| --- |
| **第４条第１項第１号該当**  宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有する。  **ア　大学卒業者**　**必要な添付書類・・・卒業証明書**（必要な場合において履修科目証明書追加）  学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者  ：宅造令第17条第１号、都計規則第19条第１号イ該当  **イ　３年課程の短期大学卒業者　必要な添付書類・・・卒業証明書**（必要な場合において履修科目証明書追加）  学校教育法 による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者  ：宅造令第17条第２号、都計規則第19条第１号ロ該当  **ウ　短期大学、高等専門学校卒業者 必要な添付書類・・・卒業証明書**（必要な場合において履修科目証明書追加）  イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術及び宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者  ：宅造令第17条第３号、都計規則第19条第１号ハ該当  **エ　高等学校卒業者　必要な添付書類・・・卒業証明書**（必要な場合において履修科目証明書追加）  学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者  ：宅造令第17条第４号、都計規則第19条第１号ニ該当  **オ　大学院等在学経験者**　**必要な添付書類・・在学期間を証明する書類**（必要な場合において履修科目証明書を追加）  学校教育法による大学(短期大学を除く｡)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者  ：宅造令第17条第５号告示第１号  **カ　技術士　必要な添付書類・・・技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書**  技術士法（昭和三十二年法律第百二十四号）による本試験のうち技術部門を水道部門又は衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの又は技術部門を建設部門とするものに合格した者。  ：宅造令第17条第５号告示第２号、都計規則第19条第１号ホ告示39  **キ　一級建築士　必要な添付書類・・・一級建築士登録証の写し**  建築士法 （昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者。  ：宅造令第17条第５号告示第３号、都計規則第19条第１号ヘ  **ク　認定講習会修了者　必要な添付書類・・・国土交通大臣認定講習会修了証の写し**  土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者又は宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者。  ：宅造令第17条第５号告示第４号、都計規則第19条第１号ト  **ケ　その他国土交通大臣が認めた者**　**必要な添付書類・・・認定書の写し**  国土交通大臣が宅造令第17条第１号から第４号まで及び都計規則第19条第１号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者  ：宅造令第17条第５号告示第５号、都計規則第19条第１号チ |
| **第４条第１項第２号該当**  国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者。 |
| **第４条第１項第３号該当**  　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し､知事の認定を受けている者。 |
| **第４条第１項第４号該当**  　建築士法による二級建築士として４年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者。 |

注）　この面で｢宅造令｣とあるのは｢宅地造成等規制法施行令｣を、｢宅造告示｣とあるのは｢昭和37年３月29日付 建設省告示第1005号｣を、｢都計規則｣とあるのは｢都市計画法施行規則｣を、｢都計告示38｣とあるのは｢昭和45年１月12日付建設省告示第38号｣を、｢都計告示39｣とあるのは｢昭和45年１月12日付 建設省告示第39号｣を表す。